

町制施行50周年記念事業 「おでかけパス」でバス料金が割引になります

町では高齢者の外出を支援し、社会参加の促進を図るため、期間限定で町内運行バスの高齢者割引制度を実施します。制度を利用するには「おでかけパス」(敬老パス)が必要になります。対象となる方へは申請書(往復はがき)を順次発送しますので、希望される方は、申請書を返送してください。

利用方法の詳細については、「おでかけパス」に同封する案内文をご覧ください。

対象者

次の2つの要件を満たしている方
①令和4年度中に年齢が満75歳以上に達する方(昭和23年4月1日以前生まれの方)
②令和4年8月1日時点において豊山町の住民基本台帳に記録のある方

実施期間

9月10日(土)～23日(金)

対象路線及び区間

次の表のとおりです。町内を運行するバスの全ての区間が対象ではありませんのでご注意ください。

対象路線	対象区間
①とよやまタウンバス	全区間
②名古屋空港直行バス	豊山町幸田～空港南
③名鉄バス(西春・空港線)	北部市場北～名古屋空港
④名鉄バス(県営名古屋空港線)※現在、運休中	名古屋空港～あいち航空ミュージアム

※②～④をご利用の場合は「町内で乗って」「町内で降りる」場合のみ割引が適用されます。

割引額

全額(無料)

申請書発送時期

対象者へ8月19日(金)から往復はがきで順次発送します。

申込方法

往復はがきの申請書欄に必要な事項を記入し、返送してください。申請書を返送していただいた方から順次受付を行います。

パス交付時期

申請書を受け付けた方から順次発送します。

▶問合せ 保険課介護グループ ☎28・0100

県在宅重度障害者手当等に関する所得状況届等をご提出ください

県在宅重度障害者手当、特別障害者手当、障害児福祉手当、特別児童扶養手当を受給されている方は、年一回の所得状況届または現況届の提出が必要です。この届出がない場合は、引き続き手当を受けられなくなります。

手当を受けられるのは別表に該当する方です。必要書類については福祉課より送付します。必要事項を記入の上、役場1階福祉課の窓口へ提出してください。

また、特別養護老人ホーム・介護老人保健施設・介護保険適用の介護療養型医療施設・障害者支援施設などの施設に入所している方や病院に3ヶ月以上入院されている方は、県在宅重度障害者手当、特別障害者手当、障害児福祉手当を受けられません。喪失の手続きをしてください。

とき

県在宅重度障害者手当 8月1日(月)～8月31日(水)

特別障害者手当、障害児福祉手当、特別児童扶養手当 8月12日(金)～9月12日(月)

対象者一覧

手当の種類	国・県の別	対象となる方
県在宅重度障害者手当	県	身体障害者1級または2級の手帳所持の方。知的障害者でIQ35以下の方。身体障害者3級および知的障害者IQ50以下の方。
特別障害者手当	国	20歳以上の方で身体障害者2級以上の障がい重複して有する方、または身体障害者2級以上の障がいを有し、知的障害IQ20以下の方。
障害児福祉手当	国	20歳未満の児童で身体障害者1級の障がいを有する児童、または知的障害IQ20以下の児童。
特別児童扶養手当	国	身体障害者1級から3級または知的障害IQ50以下の障がい、病状のある20歳未満の児童を育てている保護者

※国制度と県制度の手当を同時に受給することはできません。

▶提出先・問合せ 福祉課福祉グループ ☎28・0912